3　前項の規定により書面等の提出等を電磁的方法により行おうとするときは、あらかじめ、当該相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

4　前項の規定による承諾を得た場合であっても、当該相手方から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提出等を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、第一項に規定する書面等の提出等を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

5　第一項の規定により書面等の提出等が電磁的方法により行われたときは、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該書面等の提出等を受けるべき者に到達したものとみなす。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第五十四号

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行に伴い、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年八月二日

内閣総理大臣　菅　義偉

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（専門子会社の業務等） **第十七条の二**　［略］ ［２～６　略］ ７　法第十六条の二第一項第十二号の二に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。 ［一～六　略］	（専門子会社の業務等） **第十七条の二**　［同上］ ［２～６　同上］ ７　［同上］ ［一～六　同上］

七　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項の認定を受けている会社

［八・九　略］

［８～15　略］

七　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項又は第二十五条第一項の認定を受けている会社

［八・九　同上］

［８～15　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第二条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（専門子会社の業務等） **第七十条**　［略］ ［２～４　略］ ５　法第五十四条の二十一第一項第二号の二又は第五十四条の二十三第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。 ［一～六　略］ 七　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項に規定する認定を受けている会社 ［八・九　略］ ［６～13　略］	（専門子会社の業務等） **第七十条**　［同上］ ［２～４　同上］ ５　［同上］ ［一～六　同上］ 七　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項又は第二十五条第一項に規定する認定を受けている会社 ［八・九　同上］ ［６～13　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（専門子会社の業務等） **第十条**　［略］ ［２～４　略］	（専門子会社の業務等） **第十条**　［同上］ ［２～４　同上］